

令和8年6月定例会 市民環境常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和8年6月3日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和8年6月3日（水） 午前9時06分
閉 会 日 時	令和8年6月3日（水） 午前9時52分
委 員 長	田中 克美
委員会出席委員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	高橋 亜紀
委 員	羽鳥 健、竹田 悦子、大塚 佳之、橋本 稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 4 8 号	字の区域を変更することについて	原案可決
第 4 9 号	令和 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決

委員会執行部出席者

(危機管理)

危機管理監

沼上 勝

危機管理課長

田中 希

(市民生活部)

市民生活部部長

田島 盛明

市民生活部副部長

高橋 亮介

自治振興課長

石田 アイ子

市民課長

鈴木 恵子

国保年金課長

金子 康信

自治振興課副参事

古川 優介

(環境経済部)

環境経済部部長

長澤 和弘

環境経済部副部長兼農業委員会事務局長

藤村 弥

環境経済部副部長

秋山 信行

環境経済部参事兼環境課長

高橋 和久

環境経済部参事兼農政課長

板倉 秀行

環境経済部参事兼商工観光課長

小林 勝

道の駅整備プロジェクト課長

酒井 孝之

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

田村 邦博

商工観光課副参事

羽鳥 敦

吹上支所副支所長

川又 敦子

川里支所副支所長

小倉 英樹

書記 藤平 美由紀

書記 椎橋 綾乃

（開会 午前 9 時 0 6 分）

（委員長）ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。羽鳥健委員と竹田悦子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第48号 字の区域を変更することについて、議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、補正予算については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第48号 字の区域を変更することについて、執行部の説明を求めます。

（環境経済部参事兼農政課長）それでは、議案第48号 字の区域を変更することについてご説明いたします。

議案第48号資料1を御覧ください。まず初めに要旨ですが、県営土地改良事業、鴻巣、行田地区の事業の進展に伴い、道路及び水路が整備されたこと並びに行田市との境界が変更されたことから、従前の字界では行政運営及び土地の維持管理上支障が生じるため、換地処分後の道路界、水路界及び筆界をもって字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

字の区域を変更する位置につきましては、鴻巣市屈巢、広田地内で、川

里地域の水田地帯となっています。字界変更図につきましては、上段に変更前、下段に変更後を示しております。字ごとに色分けをしています。次に、議案第48号資料2では、今回字の区域を変更する区域明細図として変更箇所の色分けをしています。字界につきましては、茜通りの西側を広田字向領、東側の区域上段を広田字堤前、広田字島屋敷とし、下段を屈巢字上谷田、屈巢字中島、さらに区域南側を屈巢字宮殿に字の区域を変更することとなります。なお、字の名称につきましては、新たな名称をつけることはしておりません。既存の字名を事業により整理された区域に合わせて変更することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（橋本）それでは、2点ほど通告もしておりますので、質問いたしたいと思っておりますけれども、土地の維持管理上支障が生じるためというのは大体具体的にどのような支障があるのか、まず第1に伺いたいと思っております。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず、行政運営の支障としましては、具体的には地番と字の不整合により土地の所在特定が困難となります。分かりやすい例としましては飛び地があります。飛び地のように別の字が存在することで、土地を特定することが難しくなります。また、土地の維持管理上の支障としましては、農地の場所ですとか農道、用水路等の場所の特定が困難となり、所有者や管理者が不明確で、混乱を生じるおそれがあります。

以上でございます。

（橋本）それで、字の区域の変更に関して、この字の名前が変わるところもあると思うのですが、この所有者の要望とか意見を取り入れて決めたのかちょっとお伺いしたいと思っております。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

この事業の採択前の時点になります。平成26年でございますが、事業の採択前に鴻巣・行田地区ほ場整備推進協議会、こちらの中で行政界がいびつなところについてはどうするかというような話がございまして、

地元から直線にしてほしいという要望があったとの経緯がございます。
この事業を進めるに当たりまして、このような要望や意見を取り入れて
行政界の変更を行っておりまして、併せて今回字界の区域も変更するも
のと認識しております。

以上でございます。

（橋本）分かりました。そもそも普通のところでも字はあまり使っていないと思うのですが、例えばここに7300、番地、地番というのですか、これがついているのにやっぱり字をこれからも使うというのは、何かそういう理由があるのでしょうか。使う理由は。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。
今回字の整理をするところですが、先ほど申し上げたように、ある一定の字の区域の中にほかの字の区域が存在してしまうと事務上も誤りを起こしやすいという部分がございます。また、地権者にとっても、あるいは農地を借りる方にとっても、市民全体にとっても分かりづらいという部分がございますので、今回整理をするものでございます。

以上です。

（橋本）ちょっと基本的なことを聞きますけれども、圃場整備ということで整理していると思うのですが、これは農地が拡大というのか、従前よりこの農地が増えたというのか、農業に対してやりやすくなったのか、その点をちょっと。圃場整備の基本的なことをお伺いしたいのですが。

（環境経済部参事兼農政課長）今回の圃場整備で、これまでは1反区画、1,000平米ですね、1,000平米の区画の部分がほとんどの形で、明治時代に耕地整理されたことになっておりますが、今の時代、機械も大型化していることなど、効率が悪いというところもありまして、大きな区画の中では、1ヘクタールですとか、ヘクタール単位の区画もございます。それで効率のよい農業を行っていくための事業でございます。

以上です。

（橋本）この圃場整備の予算というのは、基本的には個人の農家の方は出していない。結局県の予算でやるということなのですか、これって基

本的に。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

事業の負担割合を申し上げますと、国が50%、県27.5%、鴻巣市と行田市がございますが、市が20%でございまして、そのうち鴻巣市が69.9%、行田市分が30.0%、そのほか土地改良区が2.5%という事業負担割合になっております。

以上です。

（橋本）分かりました。では、個人農家さんは出していないということだと理解しますけれども、これ全体の予算ってどのくらい。終了前だと思うのですけれども、大体どのくらいかかっているのでしょうか、これは。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

この事業が平成28年にスタートしておりますけれども、現在のところ、事業費としましては約14億の予算となっております。

以上です。

（大塚）先ほどの答弁で、平成28年からスタートしているということが分かりました。おおむねで結構なのですが、年度ごとにどのぐらいの進捗率、最終年度が多分ある程度定められていると思うのですが、どのぐらい1年間の間で進んでいるか、それについてはいかがでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

面積ベースでお答えいたします。平成30年度におきまして、進捗率18.8%、令和元年度末42%、令和2年度末69.3%、令和3年度末75.8%、令和4年度末83.3%、令和5年度末95.4%、令和6年度末で100%というような事業の進捗状況になっております。

以上です。

（大塚）令和6年度で100%ということになると、今回字の変更についてが議案として出ておりますが、今後この行田、鴻巣との共同事業については手を加える、あるいは議案として何か出されるような、そんな予定というのはあるのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

今後のスケジュールなのですけれども、この後字の区域の変更がされま
すと換地処分ですね、換地計画案というのを決定していくような形にな
っております。それで、権利者にこの事業の説明をしまして、埼玉県の
ほうで決めていくような形になります。予定としましては、現在のところ
では、令和9年の8月頃に換地処分が行われるようなスケジュールで
ございまして、その後換地処分登記をして事業完了というような流れに
なっております。今後、鴻巣市議会に議案を出すようなことは予定はご
ざいませぬ。

以上です。

（大塚）最後の質問です。

今回、鴻巣市議会の中で議案として提出されました。行田市の分であり
ますが、同様に字の変更等が議論、検討されているという認識でよろし
いでしょうか。行田市については何か分かればお答えいただきたいと思
います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

今回、鴻巣市議会では議案を提出しておりますが、行田市とも調整を行
いまして、この6月の議会に同時に議案の提出をしております。

以上でございます。

（竹田）そもそもこの土地改良整備事業というのは、計画面積というか、
それと今回の説明の中では道路とか水路の整備もされたということ
です。ですので、ちょっとその全体の計画で多分道路も水路も広がって
いると思うのですけれども、その内容についてお答えください。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず施工区域の面積を申し上げますが、全体で89.2ヘクタールとなっ
ております。そのうち鴻巣市が62.3ヘクタール、行田市が26.9ヘクタール
となっております。事業内容としましては、区画を大きくするという部
分もございしますが、農道の整備としまして5メートル、5メートルの幅
の道路の整備というようなことで事業を行っております。

以上です。

（竹田）水路の整備などはされなかったのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

道路の整備も行っておりますが、水路もこれまで素掘りの水路でしたので、未整備の状況でした。というところから、構造物、コンクリートの構造物を入れた形で用水路、排水路等整備しております。

以上でございます。

（竹田）ということは、道路も広がり、用排水路も整備されて、1区画も広がったということで、ここには地権者は何人の方がおられるのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

平成28年から事業が進んでいるわけですが、当初の、最初の時点では241人というふうになっておりまして、現在の関係権利者の組合員数としては121人というふうになっております。

以上でございます。

（竹田）先ほど今後のスケジュールの中で、字の変更に伴って今度は換地処分計画が進められていくわけですがけれども、このことによって従前のいわゆる面積と、それから換地後の面積が拡大になったり狭小になったりする方もいると思うのですけれども、それを進めるのは県の役割というふうにもご説明なさいましたけれども、そういう人たちというのは具体的にどういう内容でどういうふうに変化するというのは市ではつかんでいらっしゃるのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）今換地計画の案をつくっている段階ですがけれども、その計画案をつくる中で、これまでの事業もそうですが、地権者の要望ですとか意見とかを取り入れてこの計画も進めていると認識しております。

以上でございます。

（竹田）ということは、基本的には地権者の、いわゆる権利者の合意はされていると。それに基づいて換地処分計画なども進められていくということと、それからこれは行政が行う仕事ですので、いわゆる登記については全て行政が行うという理解でよいかどうか確認します。

（環境経済部参事兼農政課長）地権者の合意というお話ですがけれども、

これまでの事業の説明ですとか地元調整の中で、地権者の方にこの必要性については理解をしていただいているところと認識しております。事業を行っていく中で個別の意見等はございますけれども、事業全体としての理解は得られている状況と捉えております。

換地処分の登記のお話でございますが、登記自体の権利者の調整といいますか、調査の部分については行田市と鴻巣市が行っておりまして、実際嘱託登記を行うのは埼玉県が行います。

以上です。

（竹田）ということは、1区画が広がりますので、この資料の2を見ると広がりますので、当然効率のよい農地になっていくと思いますが、この中で、ちょっと分かったら教えてほしいのですけれども、いわゆる権利は持っているけれども、もう高齢で農業ができないということで中間管理機構に依頼をしたりとかしている部分もあると思うのですけれども、そこら辺のこの面積の割合とか、そういう区画数とかというのはここではつかんでいらっしゃるのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

計画の当初から担い手についてはこの全体の中で6人というような計画で進めておりまして、その6人の担い手の中で、現在のところでは、おおよそですけれども、半数ぐらいは占めている状況です。残りの半数ぐらいはまだ各個人の地権者の方が所有しておりますので、今後中間管理事業とかを通してその担い手の方にどんどん集約していく予定でございます。

以上です。

（竹田）担い手さんもなかなか高齢化しているということと、それから担い手の1人当たりの耕作面積が非常に増えていますよね。というのが私のちょっと認識なのですけれども。そういう点からいうと、耕作者の不足、それとあと担い手確保という点では、今6人が、うち3人は確保できているということでしたけれども、残り分についての見通しとか、この部分の全体が耕作地として見通せるのかどうか最後確認したいと思います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

今現在、鴻巣市も行田市も農地中間管理事業を進めているところでございますけれども、地域計画という計画がございまして、その地域計画の中でその担い手、どなたに集約していくかというような計画なのですが、この計画を鴻巣市も策定したところで、今後ブラッシュアップ、要は変更していくような形で、担い手の方どなたに集約していくのかというようなことを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）ということは、私の最後、見通しがあるかということだけちょっと最後確認したいと思います。

以上です。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

現在、鴻巣市の農家の方も高齢化等でだんだん少なくなっている状況ではございますが、意欲のある担い手の方はいると、かなりいると思っておりますので、そのような方、若い方なども含めてこれから進めてまいりたいと思っております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第48号 字の区域を変更することについて、原案のとおり決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（橋本）11ページの所掌事務委託料、ちょっともう一度詳しく。最初になくなる、住民票を請求してそれを取消しするということだと思うのですけれども、もう一回詳しくその辺の経緯を教えてくださいと思います。

（市民課長）お答えいたします。

まず、本件は令和5年8月10日に市民課窓口にて提出された住民票の除票の交付申請について、市が令和5年8月18日に不交付決定を行いました。その後、その不交付決定に対する審査請求を棄却した裁決の取消しを求めて提起した訴訟になっております。

以上です。

（橋本）その不交付決定をした理由というのは分かるのでしょうか。

（市民課長）お答えいたします。

住民票の写しや除票の写しの交付については、住民基本台帳法などに基づき請求権者や請求事由等を確認し、交付可能かどうかを個別に判断しております。本件についても、関係法令及び制度趣旨に照らし、個人情報の保護及び不正利用防止の観点から交付要件を満たしていないと判断したものでございます。

以上です。

（橋本）こういったことはこれからも起こる事案なのか、それちょっと確認したいと思います。

（市民課長）こういった事案につきましては、個別事情により判断が異

なるため、今後も起こる可能性はあるとは認識しております。ただ、個人情報保護の観点も踏まえ慎重に判断しているところでございますが、今回の判決内容を踏まえて課内で共有を図るとともに、今後も引き続き関係法令に従って慎重かつ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（橋本）なかなか無駄なお金を出したくないと思うのですが、例えばこういうことをさせないような再発防止とか対応策というのはどのようなものがあるのか、最後伺いたいと思います。

（市民課長）やはりそちらの件につきましては窓口等で請求事由ですとか、疎明資料ですとか、そういったことを確認をしながら、一つ一つ交付できるのかどうかを判断することで交付する、しないということになるかと考えております。

以上です。

（大塚）同じく市民課のところではありますが、訴訟という行為の後に出てくるのが結果として勝訴、敗訴、勝ち負けになると思うのです。この件については、結果としてはどちらになるのでしょうか。

（市民課長）お答えいたします。

勝訴となっております。

以上です。

（大塚）結局は交付しなかったということについて、当事者というか、相手方はそれもやむなしと理解をした、納得したということになると思います。

改めて伺いますが、この委託料の支払い先はどこになるのでしょうか。

（市民課長）お答えいたします。

こちらは、大澤弁護士の方にお支払いをするようになっております。

以上です。

（大塚）この場でもし分かればということでお伺いをしますが、同じページ、市民課は中段に示されておりまして、ここの同じページの一番上、総務課に当たるのですが、多分この2つの項目は関連性が若干あるのか

なと理解をしております。もし差し支えなければ、上でいうところの総務課に関する部分との関連性について、分かる範囲でお答えをいただければと思います。

（市民課長）お答えいたします。

総務課のほうに出ております今回の補正の予算になりますが、まずこちら審査請求を棄却とした裁決が出ましたので、それに対する申立てということで出しております。ただ、現在こちらのほうの裁判が再審になっておりますので、詳細については、すみませんが、お答えを控えさせていただきますと思います。

以上です。

（大塚）多少関連があるというか、段階的には市民課が先のアクションに当たる部分で、それでも多分相手方は納得できないところがあって、今回、同じページですが、総務課の行政不服に申立てをしたのだなというのは何となく理解しています。

これ部長に聞きたいのですけれども、こうやって部、課を越えた場合、同様のというか、関連性があるものが過去にもあったかもしれませんが、できたらそこら辺は事前の説明の中でしっかりと資料を用意するなりしていただいたほうが委員会の審査にもスムーズに対応できるかなと思いますが、今後、起きるかどうかわかりませんが、捉え方として、関連性があるものについては今後何らかの対応が可能なのかなのか、それをお伺いいたします。

（市民生活部長）今の関連する案件ということでご質問いただいたところなのですけれども、確かに今回の案件につきましては総務課と市民課の行った手続に関して同一人物が訴訟を起こしたということは共通点としてはございます。ただ、総務課のほうの案件につきましては、市民課のほうの案件が控訴をしないという判断を下す前に総務課のほうには控訴したという旨が来ているという話聞いていますので、その辺の中身については結審するまではちょっとなかなか言えるものと言えないもの、それぞれ所属課のほうでの判断になってくるかと思っておりますので、中身について結審前に言うことは難しいかと思うのですけれども、もちろん総

務課と市民課の間で今回の案件につきましても情報のほうはやり取りはさせていただいておりまして、市民課としては結審したということでの報告を今回させていただくとともに、それに伴う費用を補正させていただいたということですので、可能な限りの連携は取っていききたいなと思うのですが、結審する前のコメントについては控えさせていただきたい部分もあるかということでご理解いただけたらと思います。

（竹田）では、今の関連する質問をさせていただきます。

この住民基本台帳事務事業で、訴訟事務委託料の払い先が分かりましたが、弁護士を選定するに当たってのその基準とか、そういうものというのはあったのでしょうか。

（市民課長）基準の一つとして、市の顧問弁護士であるということが一つの理由となっております。

以上です。

（竹田）この金額ですけれども、これは着手金とかいろいろなものも含めて事務に係るものと、あとこちらが勝訴したということは敗訴した側も一定程度負担をされるというふうに私は受け止めているのですが、そういう敗訴側の負担というのはあったのでしょうか。

（市民課長）着手金については、前年度お支払いをさせていただいておりますので、今回支払う内容については報酬金ですとか、あとはその他実費というのですか、事務費、郵券料ですとか、そういったものが含まれております。令和8年の4月の22日に判決の言渡しがありまして、原告の請求をいずれも棄却する、また訴訟の費用については原告の負担とするということになっております。

以上です。

（竹田）ですから、私が聞いたのは、いわゆる棄却されて、その費用負担については原告側の負担とするということだから、これは今回のあれは成功報酬みたいな部分と、あと事務費などは含まれていると思うのですが、原告側からもお金はこちらに入ったということの受け止めでよいですか。

（市民課長）そちらについては、入る予定はございません。

以上です。

（竹田）分かりました。先ほどの中では、弁護士の選定で、いわゆる市の指定弁護士だということが分かりました。

今回、行政不服審査請求の訴訟も行われていますけれども、結構いろいろと裁判が、鴻巣の場合、訴訟がされている中で、担当していただいている先生の事務量とか、そういう点では指定弁護士というのは大澤先生のほかに何人かいらっしゃるのかちょっと確認したいと思います。

（市民課長）大澤弁護士に今回お願いはしたのですけれども、契約自体は事務所と契約をしております。その中で、恐らく弁護士さんが何人かいらっしゃるの、それで振り分けてやっているのではないかと考えられると思います。

以上です。

（竹田）分かりました。

では続いて、同じページの国保年金課で、後期高齢者医療給付費負担金で、負担額が5,274万6,000円ということで、これは直近のデータに基づいて給付費が請求されていると思うのですけれども、この増額の要因と、それから1人当たり、給付費ですから、後期高齢者そのものも全体としては増えていると思うのですけれども、その1人当たりの医療費の経年変化についてお尋ねをします。

（国保年金課長）お答えさせていただきます。

まず、後期高齢者医療給付費負担事業、今回増額を求められた理由なのですが、後期高齢者医療広域連合の本年1月27日付事務連絡によりますと、先ほど委員さんおっしゃられた最新のデータを用いて再度算定したことや、年末に確定しました診療報酬改定率等を反映させた結果、本市を含め多くの市町村で増額する必要があると通知がありました。

次に、1人当たりの後期高齢者の医療給付額の経年変化ということでお答えさせていただきます。こちらの療養給付費負担金の1人当たりの額なのですが、まず令和4年度から申し上げさせていただきます。令和4年度が1人当たり73万2,943円でした。令和5年度が73万4,303円です。令和6年度が75万4,556円です。令和7年度が少し下がりました73万

9,645円となりました。そして、今回補正を求められた後の今回の補正後の額で、1人当たりが78万596円ということになっております。

以上です。

（竹田）診療報酬の見直しによって増額になったということですが、確かに高齢になると元気だった体も徐々に疲れてくるということで、そういう点からいうと金額が増えざるを得ない側面というのがあるかなというふうに思うのですが、そういう点での後期高齢者に対するいわゆる健康寿命なんかも見直しを結構いろいろと工夫されていると思うのですが、後期高齢者に対する健康増進とか、またそういう健康寿命を延ばすための事業というのはこの間どう展開されて、そうした効果というのはこの数字を見る限りなかなか難しい側面もあると思うのですが、いかがなのでしょう。

（国保年金課長）やはり医療給付費の削減につきましては、これ国民健康保険も後期高齢者医療も同じなのですが、やはり重症化の手前で、より早期に症状を発見して、早期発見、早期治療が重要だと考えておまして、重症化予防につながる毎年の検診であるとか、あるいは発見した後の特定保健指導等の推進を積極的に進めております。

あと、一般的にやはりもう後発医薬品でも同等の効果があるとされているジェネリック医薬品の、ここの推進等を進めまして医療費の削減に努めております。

以上です。

（竹田）分かりました。いろいろ努力されているということ分かりました。

いわゆるジェネリックについてのPRなどもされていると思うのですが、ジェネリック医薬品を使う割合というのは増えているのでしょうか。そこまで見ることができるのかどうか。診療報酬の内容も含めて見ることができるのかということと、今度OTC類似薬がいわゆる保険外適用になることによって医療費の負担なんかも自己負担が増えると思うので、そういうような影響というのはどのように考えておられるか、最後に伺っておきます。

（国保年金課長）すみません。ただいま後期高齢者のジェネリック医薬品の利用率であるとか、ＯＴＣの利用率であるところの数字を把握できておりません。

以上です。すみません。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論ありませんか。

（なし）

（委員長）賛成または反対の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第49号 令和8年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前9時52分）